奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団条例第２号

奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和７年２月条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第５条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条に次の３項を加える。

２　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額に第１７条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額を加えた額を基礎として算定した額（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業長が別に定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から企業長が別に定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

３　第二種初任給調整手当の月額は、企業長が別に定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

４　第２項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるものには、企業長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第１６条第２項中「第１５条」を「前条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。